

質疑・回答書

No1

告示番号	第189号	件 名	豊中市立第十六中学校外3校外装改修及び渡り廊下等耐震補強工事
No	質疑事項	回 答	
1	2-A08 屋外階段補強部に搬入車両は進入可能と考えてよろしいでしょうか。	屋外階段への資材搬入車両の進入はA09図屋外階段の南側仮囲いの前までは可能です。屋外階段南側の通路幅は約1mです。	
2	2-A09 ④～⑨ほ補修箇所は立面図に記載されていませんが、足場設置範囲内と考えてよろしいでしょうか。	2-A09④～⑨の補修箇所は東立面図、西立面図に記載のとおりで、2-A08の配置図に記載されている足場の範囲内になっています。	
3	第十六中学校と他3校の工事期間は設定工期内であれば、各校ずらした工程で良いと考えてよろしいでしょうか。指定期間があればご指示願います。	工期内であれば、各学校長との調整の上、各学校ごとに工事期間を設定することが可能です。ただし、騒音、振動が伴う撤去工事は可能な限り夏休み期間中に行うなど、学校運営への影響を最小限に留めるものとします。	
4	現場事務所は第十六中学校のみに設置で、4校まとめて定例会議と考えてよろしいでしょうか。	各学校に現場事務所を設置する必要はなく、いずれか1校のみに設置した現場事務所において定例会議を行うことは可能です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

No	質疑事項	回 答
5	工事に支障となる設備配管・器具は全て設備業者が撤去復旧と考えてよろしいですか。	耐震補強工事に関しては、設備業者が仮撤去・復旧しますが、外装改修工事については、支障となる設備配管・器具の仮撤去・復旧は本工事に含まれます。
6		
7		
8		